第10号様式（第28条の４関係）

ＡＩＳ信号所による情報の送信に関する申出書

（略）

海上保安庁の行うＡＩＳ信号所による情報の送信について、航路標識法第36条第１項の規定により、次のとおり申し出ます。

（略）

（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（異常気象等の通報） **第三条の二**　（略） ②　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十四条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十五条、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第四十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。 ③　（略） （表　略）	（異常気象等の通報） **第三条の二**　（略） ②　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十四条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十六条、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第四十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。 ③　（略） （表　略）

附　則

この省令は、令和三年十一月一日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十二条の二第一項、第六十三条、第六十四条及び第六十六条の規定に基づき、鉄道事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

鉄道事業法施行規則の一部を改正する省令

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（土地の立入り及び使用の許可申請） **第三十七条の二**　法第二十二条第一項の規定により土地の立入り又は使用（第二号及び第五号において「立入り等」という。）の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した土地立入許可申請書又は土地一時使用許可申請書を提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所 二　立入り等の目的	（新設）

第10号様式（第28条の３関係）

ＡＩＳ信号所による情報の送信に関する申出書

（略）

海上保安庁の行うＡＩＳ信号所による情報の送信について、航路標識法第22条の２第１項の規定により、次のとおり申し出ます。

（略）